

第4次熊本市環境総合計画 骨子(案)

令和3年(2021年)7月 環境政策課

第4次熊本市環境総合計画の骨子(案)について

■ 第4次計画の全体構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画策定の視点
- 4 計画の対象区域
- 5 計画の期間
- 6 計画における環境の範囲

第2章 計画の理念・方針

- 1 基本理念（目指す都市像）
- 2 基本方針

第3章 基本計画

- 1 施策体系
- 2 主な取組と達成指標
- 3 基本方針の達成に向けた施策の展開
- 4 重点的取組

第4章 SDGsとの関連性

- 1 本計画とSDGsの対応

第5章 計画の推進

- 1 推進体制

3 計画策定の視点

一部修正（意見：No.3・7）

以下の4つの視点を踏まえ策定する。

① 環境基本条例の改正（関連資料P12～17）

環境基本条例改正のポイント踏まえた計画とする。

- ◎ 地域から地球規模の視点をもって環境課題に取り組む
- ◎ 新たに発生した環境課題への対応
（自然共生社会の構築、循環型社会の構築 など）
- ◎ 環境影響評価の導入
- ◎ 環境教育の推進
- ◎ 参画と協働の考え方

など

② 本市を取り巻く環境の現状と課題（関連資料P18）

国内外の動向を踏まえた計画とする。

- ◎ 持続可能な開発目標(SDGs)
（SDGs未来都市に選定）
- ◎ 第5次環境基本計画(国)
- ◎ 地球温暖化対策
（パリ協定、2050温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言）
- ◎ 生物多様性の損失
- ◎ 地震や集中豪雨等の激甚化する災害への対応

など

③ 第3次環境総合計画の振り返り（関連資料P19～22）

現計画の検証を踏まえた計画とする。

温室効果ガス排出量の削減や地下水保全、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の改善が図られたものの、計画全体の目標値である「良好な環境が守られていると感じる市民の割合(目標値75%)」は57.4%に留まり、目標を達成することができなかった。

引き続き環境保全の取り組みを継続するとともに、取組状況の情報発信を積極的に行う。

④ 関連計画との整合（関連資料P23）

関連する市の計画や施策と整合を図る。

市の最上位計画である熊本市第7次総合計画や各種個別分野計画と整合を図りながら、策定を行う。

また、環境分野における個別分野計画においては、今後改定を行うタイミングにおいて、本計画が示す方向性を取り入れながら、改定を行うこととする。

第1章 計画の基本的事項

4 計画の対象区域

原案のとおり（意見：No.8）

■ 対象とする地域

本計画の対象とする地域は、**熊本市全域**とする。

（熊本市域内にとどまらない環境問題については、国や県、他の地方公共団体と連携した広域的な取組を行う。）

5 計画の期間

審議事項（意見：No.9-14）

■ 計画の期間

計画の期間は、**令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間**とする。

（計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行う。）

※環境基本条例も、少なくとも10年ごとに条例の規定について検討を加え、必要に応じて見直す。

■ 見直しの判断について

計画の進捗状況を毎年度取りまとめ、庁内で検証するとともに、環境審議会へも報告を行い、意見を聴きながら、施策の見直し・改善を行う。

（条例及び計画の見直しの必要性についても、毎年度検討を行う。）

6 計画における環境の範囲

原案のとおり（意見：なし）

■ 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、**市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境並びに地球環境**とする。

※第4次計画より、SDGsの考え方を取り入れるため、良好な環境の定義に「**持続的に**」の文言を追記することとする。

1 基本理念(目指す都市像)

審議事項 (意見:No.15-18)

恵まれた環境を守り育み、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

【考え方】

- 本市では、恵まれた環境を守るため、「森の都」・「地下水保全」・「環境保全」都市宣言を重ね、様々な環境保全に官民一体となり取り組んできた。
- しかしながら、生物多様性の損失、地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境課題が一層深刻化するなど、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。
- 持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要であり、また、持続可能な状態で将来へ引き継いでいく責務がある。

2 基本方針

審議事項 (意見:No.19-27)

基本理念(目指す都市像)の実現に向け、今後10年間の方向性を基本方針として、**7つ設定**する。
基本方針は、改正条例案の趣旨に沿った内容とする。

- ① 快適で安全・安心な生活環境をつくる
- ② 恵み豊かな自然環境をまもり、育てる
- ③ くまもとらしい歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ
- ④ 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる
- ⑤ 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる
- ⑥ 地域から地球環境をまもる
- ⑦ 各方針をつなぎ横断的に取り組む

改正条例案

(市の施策)
第6条第1～6号

(環境影響評価の推進)
(環境教育)
(国等との連携及び国際協力)
第8条～10条

第3章 基本計画

1 施策体系

審議事項（意見:No.28-40）

基本理念(目指す都市像)の実現に向け、以下の体系とする。

<計画策定の視点>

1 環境基本条例の改正

2 本市を取り巻く環境の現状と課題

3 第3次計画の振り返り

4 関連計画との整合

<基本理念>

恵まれた環境を守り育み、未来へつなぐ、持続可能な環境都市

<基本方針>

1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

2 恵み豊かな自然環境をまもり、育てる

3 くまもとらしい歴史的・文化的環境をまもり、次世代につなぐ

4 生物多様性に配慮した自然共生社会をつくる

5 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる

6 地域から地球環境をまもる

7 各方針をつなぎ横断的に取り組む

環境に関するさまざまな状況を総合的にとらえた分野横断的な取組

<施策>

※関連するSDGs

1-1 安全・安心な生活空間を確保する

1-2 快適な都市空間を創出する

2-1 地下水や河川等を保全する

2-2 森林と緑地を保全し、創出する

3-1 文化財等を保存し活用する

3-2 文化活動を推進する

4-1 生物多様性を保全する

4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する

5-1 廃棄物の発生を抑制する

5-2 資源の循環的な利用を促進する

5-3 廃棄物を適正に処理する

6-1 地球温暖化対策を推進する

6-2 海洋の汚染を防止する

7-1 環境影響評価を推進する

7-2 環境教育を推進する

7-3 国等との連携と国際協力に取り組む

〈取組〉・〈具体的取組〉は素案作成時に決定(熊本市内部で検討)

第3章 基本計画

2 主な取組と達成指標

今後検討（意見:No.41-61）

計画の進捗状況を可視化するため、以下の指標（①達成指標、②成果指標）を設定する。

① 達成指標 … 施策体系を取りまとめ、計画の全体的な達成状況を測る目的でKGI(重要目標達成指標)として1つ設定

計画全体の指標(KGI)

良好な環境が守られていると感じる市民の割合（第3次計画の指標と同一。毎年度市民アンケートにより調査を実施。）

② 成果指標 … 施策の進捗を測る目的でKPI(重要業績評価指標)として施策ごとに設定

施策	主な取組	成果指標
1-1 安全・安心な生活空間を確保する	○大気、騒音、振動、悪臭、有害化学物質汚染対策 ○環境衛生における調査研究の充実	【当初】 第3次計画と同様に 施策毎に成果指標を原則1つ、 成果指標を補完する指標として 取組毎に参考指標を設定。
1-2 快適な都市空間を創出する	○土地の適正利用(多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導) ○地域の特性に即した景観の保全、育成、創造 ○都市緑化の推進 ○青少年の健全育成 ○安全で快適な道路整備 ○公園や市有施設の適正管理	
2-1 地下水や河川等を保全する	○白川上流域の市町村等と連携した地下水の質と量の保全 ○河川や水路の水質保全	
2-2 森林と緑地を保全し、創出する	○緑の保全、活用、啓発	
3-1 文化財等を保存し活用する	○文化財等の調査、保存、活用、継承	
3-2 文化活動を推進する	○文化活動の支援	
4-1 生物多様性を保全する	○自然との触れ合いの促進 ○自然環境の保全 ○絶滅危惧種の保全 ○外来種対策	
4-2 生物多様性の恵みを持続的に活用する	○生物多様性を活かした農林水産業の推進 ○生態系を活用した減災の維持と推進	
5-1 廃棄物の発生を抑制する	○ごみ減量の推進 ○食品ロスの防止	
5-2 資源の循環的な利用を促進する	○資源の有効活用 ○プラスチックの資源循環	
5-3 廃棄物を適正に処理する	○適正なごみ処理の実施 ○プラスチックごみによる汚染防止と流出抑制 ○オゾン層保護のためのフロン適正回収	 【変更】 成果指標1つだけでは施策全般 を網羅する指標設定は困難であ ることから、複数設定とする。 具体的な指標は、ご意見を踏ま えながら、施策の方向性(取組・ 具体的取組)を決める中で、検 討を行う。
6-1 地球温暖化対策を推進する	○再エネの利用促進 ○省エネ・創エネの推進 ○温室効果ガス実質ゼロの実現 ○環境にやさしい交通の推進(公共交通、自転車) ○気候変動による影響への適応	
6-2 海洋の汚染を防止する	○海の水質保全	
7-1 環境影響評価を推進する	○事前配慮の仕組みの構築 ○環境影響評価条例の制定と評価体制の構築	
7-2 環境教育を推進する	○情報の発信 ○環境保全活動を実践できる人材の育成 ○持続可能な社会の実現に貢献する力を育む学校教育の推進	
7-3 国等との連携と国際協力に取り組む	○市民や事業者との参画・協働 ○国、県、連携中枢都市圏、その他の市町村との連携 ○連携した国際協力の推進	

第3章 基本計画

3 基本方針の達成に向けた施策の展開

一部修正（意見:No.62-63）

施策ごとに、「現状」、「課題」、「施策の方向性（取組・具体的取組）」、「成果指標」、「関連計画」で構成する。

一部修正項目：参考指標欄の削除

現状と課題を簡潔にまとめる
関連するSDGsゴールアイコンを表示

取組ごとに具体的取組を記載し、担当課を明記する。

施策の成果指標を記載する。

施策に関連する計画を記載する。

基本方針1 快適で安全・安心な生活環境をつくる

施策 1-1 安全・安心な生活空間を確保する

現 状

本市では、前計画でも・

課 題

・・・適切に対応していく必要があります。

【イメージ】
記載内容は例です



施策の方向性

取組	具体的取組	担当課
さわやかな 大気をまもる	大気状況を常に監視し、インターネット等を活用した情報提供に努めます。	環境政策課
騒音・振動 のないまち をつくる	工場・事業場の立地等の際には、周辺の騒音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導します。	環境政策課
	騒音・振動防止について、市民・事業者への啓発を進	環境政策課

成 果 指 標

成果指標	単位	R2 基準値	R13 目標値
大気環境基準達成率	%	78.6	〇〇

関 連 計 画

熊本市〇〇〇計画、熊本市△△△計画

本計画では、基本理念(目指す都市像)の実現に向け、**7つの基本方針**を掲げ、**16の施策**を総合的に推進するが、計画期間内に重点的に取り組むものを「重点的取組」と位置付ける。

【位置付けの視点】

- ① 本計画の上位計画である「熊本市第7次総合計画」中、「まちづくりの重点的取組」に掲げた優先的取組
- ② 国を挙げた最優先課題への対応のための取組

【重点的取組】

① 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり

～ 全国都市緑化くまもとフェアと第4回アジア・太平洋水サミットを契機とした、
継続・発展的な取組展開 ～

② 地球温暖化対策の推進

～ 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指して ～

第4章 SDGsとの関連性

1 本計画とSDGsの対応

今後検討（意見：No.64-68）

各取組をSDGsのゴールに関連づけ、国際課題への対応と、環境・社会・経済に関わる複合的な課題解決の取組であることを示します

関連するSDGsの主な目標	目標達成に貢献する本計画の主な取組
2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する。	・ごみ減量化等による食品ロス削減の推進
	イメージ

第5章 計画の推進

1 推進体制

一部修正（意見：No.69-75）

(1) 組織横断的な計画構築及び推進

経済・社会・環境の統合的向上を図るとともに、環境分野間の横断的取組を推進するため、本計画に基づき熊本市の良好な環境の確保に関する施策を推進する。

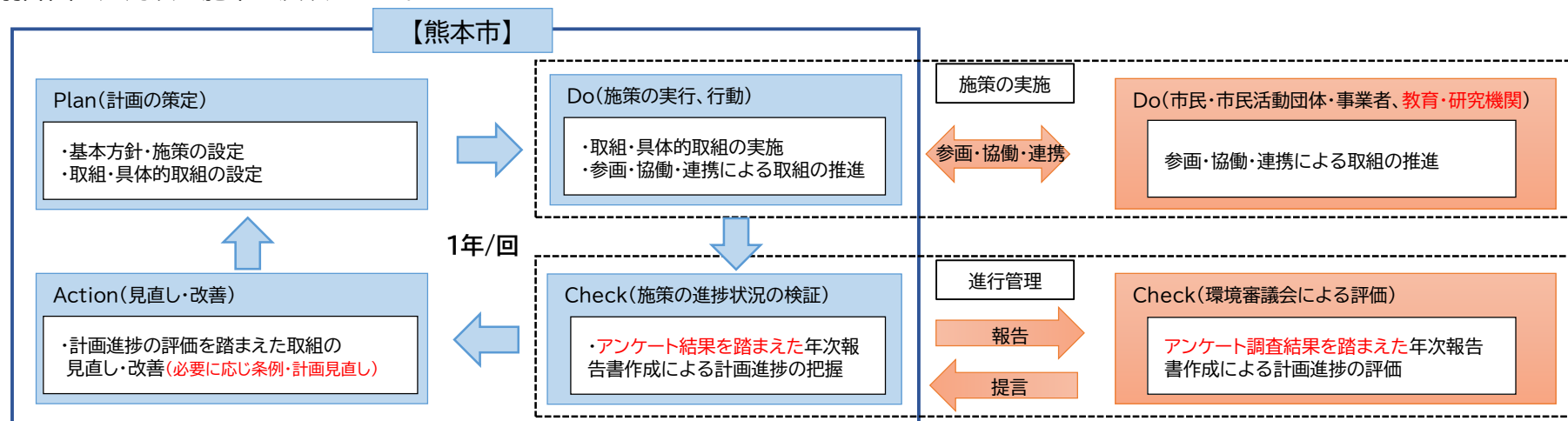
(2) 多様な主体との参画・協働・連携

庁内における各分野の横のつながりを確保しながら、施策の実施にあたっては、様々な環境分野で活動する市民、市民団体、事業者、大学等の教育・研究機関といった各主体の参画・協働・連携に向けた取組を推進する。さらに、広域的な環境課題の解決を図るため、国や県、連携中枢都市圏やその他の地方公共団体との連携を充実させる。

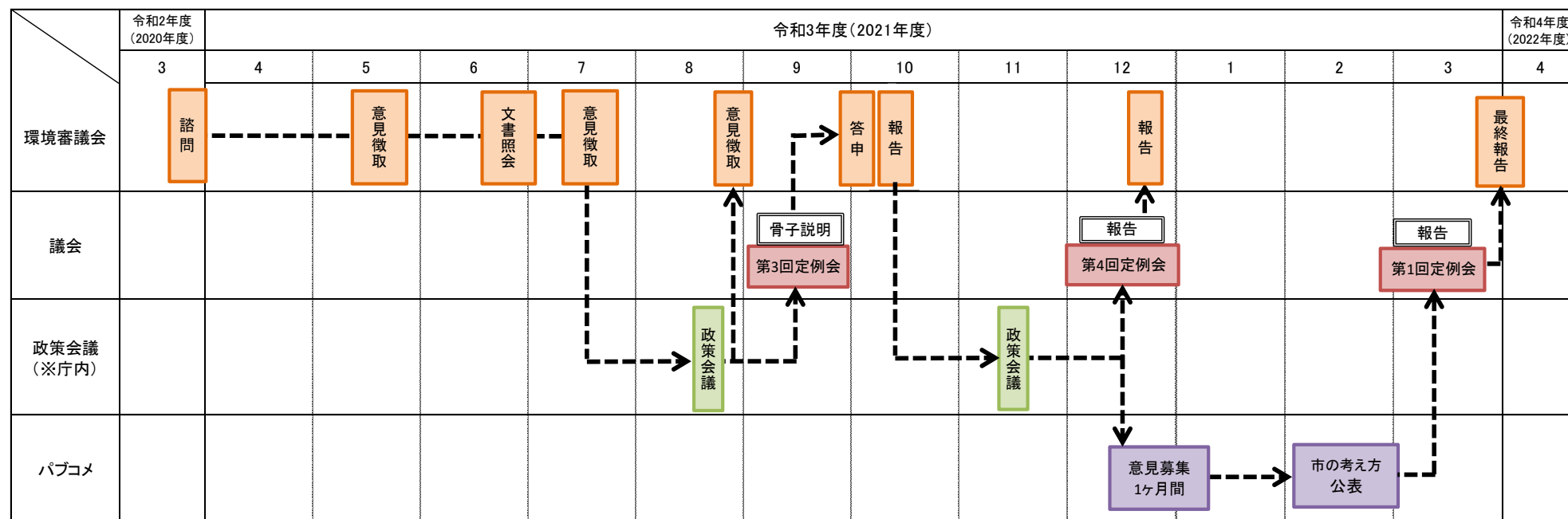
(3) 計画の外部評価体制・進捗管理

本計画の進捗管理はPDCAサイクルを繰り返すことにより行う。

市民アンケートを毎年度実施し、熊本市の良好な環境の確保についての意識調査を行うとともに、アンケート結果を踏まえつつ、庁内の関係課と確認しながら計画の推進状況を毎年度取りまとめ、熊本市の環境の状況の把握・評価に加え、環境審議会へ報告し提言をもらうことで、環境分野の個別計画の運用及び施策に反映させる。



関連資料：今後のスケジュール



【計画策定の基本的考え方(骨子)の審議】

- ・R2.第3回(R3.3.31) 諮問
- ・R3.第1回(R3.5.21) 骨子(たたき台)審議
- ・文書照会 (R3.6.29)
- ・R3.第2回(R3.7.28) 骨子(案)審議
- ・R3.第3回(R3.8月末又は9月初旬予定) 骨子(案)最終審議
- ・答申 (R3.9月末又は10月初旬予定)

【計画の報告】

- ・R3.第4回(R3.10月中旬予定) 計画(素案)報告
- ・R3.第5回(R3.12月下旬予定) 計画(素案)報告
- ・R3.第6回(R4. 3月下旬予定) 計画(最終)報告

改正素案	現行
○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕 制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号 令和3年 ○月 ○日条例第 号 <u>私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。</u> <u>しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵(かじ)を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。</u> <u>私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。</u> <u>この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならぬ。</u>	○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕 制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号 <u>熊本市民は、豊かな自然と 先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。</u> <u>このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。</u> <u>われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。</u>

改正素案	現行
<u>私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>現在及び将来の</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>持続的に</u>営むことができる生活環境、自然環境<u>、歴史的</u>及び文化的環境<u>並びに地球環境</u>をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な環境<u>の確保に関する施策</u>を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 <u>(市民の責務)</u> <u>第4条 市民（熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号）第2条第2号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</u> (事業者の責務) <u>第5条</u> 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しない<u>よう</u>、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。	<u>ここにわれらは、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法に鑑み、すべての市民が良好な環境を享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。</u> (目的) 第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u> </u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u> </u>営むことができる生活環境、自然環境 <u>並びに歴史的</u>及び文化的環境をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な環境<u>を確保するための基本的かつ総合的計画</u>を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 <u>〔新設〕</u> (事業者の責務) <u>第4条</u> 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しない<u>よう</u> 自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

改正素案	現行
2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保する<u>ための</u>最大の努力をしなければならない。 <u>〔削る〕</u> (市の施策) 第6条 市は、<u>良好な環境の確保に関する施策として</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、<u>公共施設の整備</u>その他生活環境の確保に関すること。 (2) <u>森林及び</u>緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、<u>河川等</u>の保全、<u>自然景観の保全</u>その他自然環境の確保に関すること。 (3) <u>伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用</u>、歴史的景観の維持、<u>名所、旧跡等の整備</u>、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 <u>(4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に関すること。</u> <u>(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。</u> <u>(6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に関すること。</u>	2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保する<u>ため</u>、最大の努力をしなければならない。 <u>(市民の責務)</u> <u>第5条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。</u> (市の施策) 第6条 市は、<u>第3条第1項に規定する計画に基づき</u>、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成その他生活環境の確保に関すること。 (2) _____緑地の保全、都市緑化の推進、地下水_____の保全、<u>河川の浄化</u>その他自然環境の確保に関すること。 (3) <u>伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備</u> _____、歴史的景観の維持、<u>文化財の保護</u>、_____文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u>

改正素案	現行
<u>(環境総合計画)</u> <u>第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。</u> <u>2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> <u>(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u> <u>3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。</u> <u>6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。</u>	<u>【新設】</u>
<u>(環境影響評価の推進)</u> <u>第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>【新設】</u>
<u>(環境教育)</u> <u>第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。</u>	<u>【新設】</u>

関連資料：環境基本条例の改正(新旧対照表)

改正素案	現行
(国等との連携及び国際協力) <u>第10条</u> <u>市</u>は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 <u>2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。</u> <u>3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。</u> (指導等) <u>第11条</u> 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 (あっせん、調停) <u>第12条</u> 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。 2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。 <u>3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u>	(国等への措置要請) <u>第7条</u> <u>市長</u>は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> (指導等) <u>第8条</u> 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 (あっせん、調停) <u>第9条</u> 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。 2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。 <u>【新規】</u>

関連資料：環境基本条例の改正(新旧対照表)

改正素案	現行
<u>4 あっせん又は調停の対象その他委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (審議会の設置) <u>第13条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 <u>(条例の見直し)</u> <u>第14条</u> <u>市長は、少なくとも10年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。</u> (委任) <u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年9月24日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年●月●日から施行する。</u>	<u>3</u> <u>委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (審議会の設置) <u>第10条</u> 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 <u>【新規】</u> (委任) <u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年9月24日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄 (施行期日) 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

国内外の動向

- 持続可能な開発目標(SDGs)
(我々の世界を変革・誰一人として取り残さない) → 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
- 第五次環境基本計画
(地域循環共生圏の創造・世界の範となる日本の確立) → 持続可能な循環共生型の社会(環境・生命文明社会)の実現
- 地球温暖化対策
(パリ協定・2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ宣言・気候変動による影響への適応)
→ 脱炭素社会の構築
- 海洋プラスチックによる地球規模での環境汚染
(プラスチック国家戦略・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン・プラスチック資源循環促進法)
→ プラスチック使用の転換
- 食品ロスの削減の推進に関する法律の制定 → 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進
- 生物多様性の損失
(生物多様性戦略計画2011-2020・愛知目標・生物多様性国家戦略)
→ 生物多様性の保全と持続的な活用
- 持続可能な開発のための教育(ESD)
(環境教育等促進法・基本方針) → 持続可能な社会づくりの担い手を育成
- 地震や近年の集中豪雨等の激甚化する災害 → 熊本地震の経験を踏まえた対応

県の動向

- 2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ宣言
- 第四次熊本県環境基本指針
- 第六次熊本県環境基本計画
循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な環境立県くまもとの実現

熊本連携中枢都市圏

- 連携中枢都市圏ビジョン
圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指す。
- 地球温暖化対策実行計画
(熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言・2050年温室効果ガス排出実質ゼロ)
→ 水、森、大地とともに生きる 持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現

世界規模の課題に対しても、国際社会の一員である私たちは取り組まなければならない。

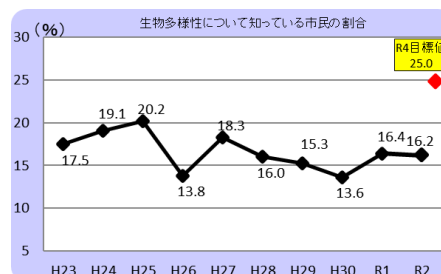
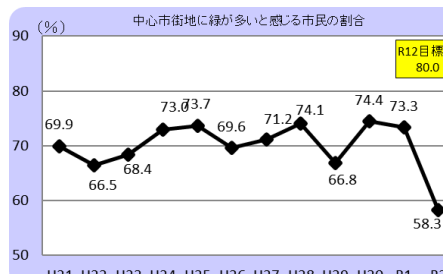
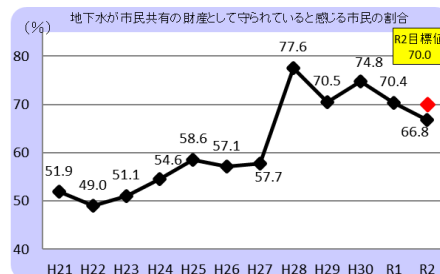
【環境目標1 豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる】

【現状】

地下水に関する成果指標は目標値に近づいているが、緑や生物多様性に関する指標は目標を達成できなかった。

【課題】

地下水の量や質は徐々に改善傾向にあるが、長期的な取組として継続していくことが必要であり、地震で急増した水保全に対する市民意識を保ちながら、節水等の行動をいかに促していくかが重要である。また、緑保全や生物多様性保全についても、R2とH28に策定した個別計画での着実な取組が必要である。



※R1までの指標名：街なかに緑が多いと感じる市民の割合

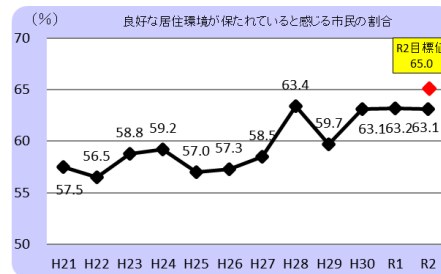
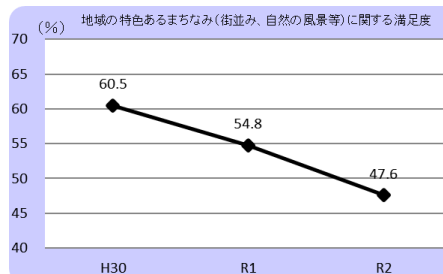
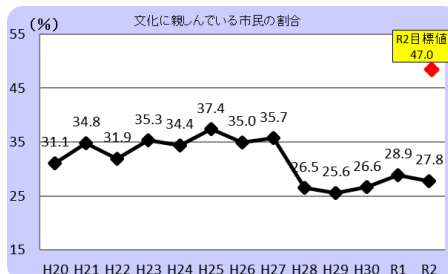
【環境目標2 くまもとの風土を活かした都市をつくる】

【現状】

歴史的・文化的環境を測る指標は、熊本地震以降減少した数値が回復できなかった。また、居住環境に関する満足度は目標値に近づいている。

【課題】

熊本地震で大打撃を受けた歴史的・文化的環境の回復には、熊本城の復旧に代表されるように、長期的な取組が求められる。また、街なかに関する市民の関心不足に対して必要性を訴える取組や、道路や公園の整備を引き続き継続していくことが必要。加えて、環境影響評価についても熊本市が主体的に取り組む必要がある。



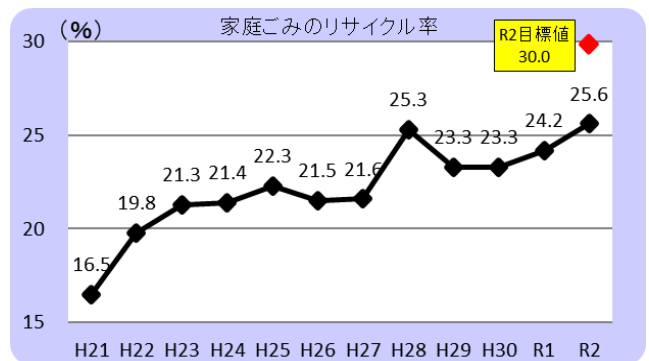
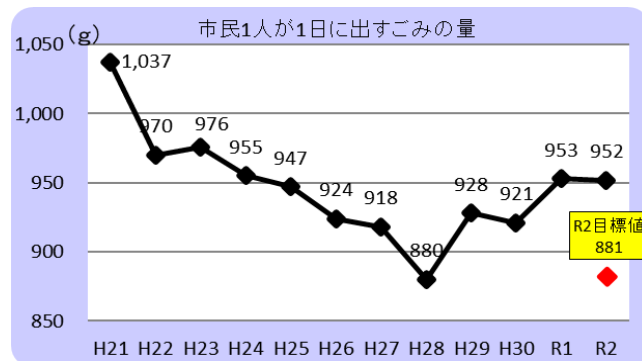
【環境目標3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる】

【現状】

ごみ排出量はH28の熊本地震時の数値を除くと、近年横ばい傾向にあるが、リサイクル率は様々な取組により順調に上昇しており、目標値に近づいている。

【課題】

プラスチック削減、食品ロス削減に向けた新たな取組を進める中で、市民啓発を促進することで、引き続き、家庭系ごみや事業系ごみの更なる減量化・資源化の促進が必要である。



関連資料：第3次環境総合計画の振り返り

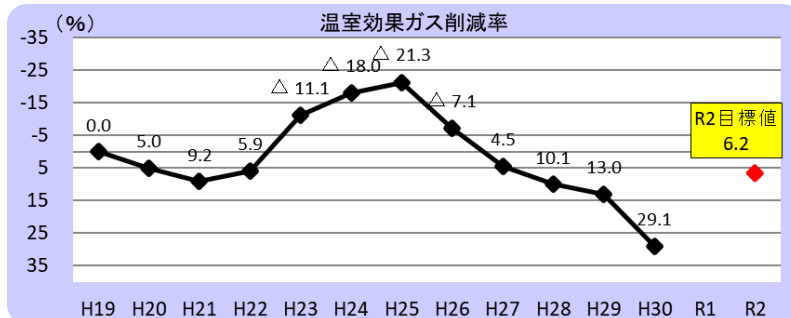
【環境目標4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる】

【現状】

最新値であるH30の温室効果ガス排出量は、3,204千トン-CO₂で、基準年度の4,520千トン-CO₂と比べ、目標値を大きく上回る**29.1%の削減率**となった。

【課題】

世界の気温上昇を1.5℃に抑制するための徹底した脱炭素の推進のために、再生可能エネルギーの創出や蓄エネ・省エネなどのあらゆる施策を取り入れるとともに、他の地方公共団体と連携する等、広域的な視点で取組を推進していく必要がある。気候変動の影響に対応するために、地球温暖化の緩和策だけでなく、適応策の取組の強化も重要である。



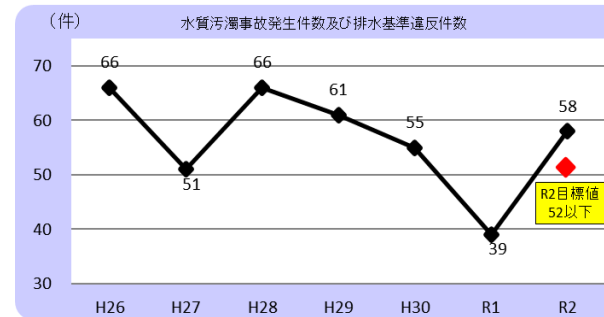
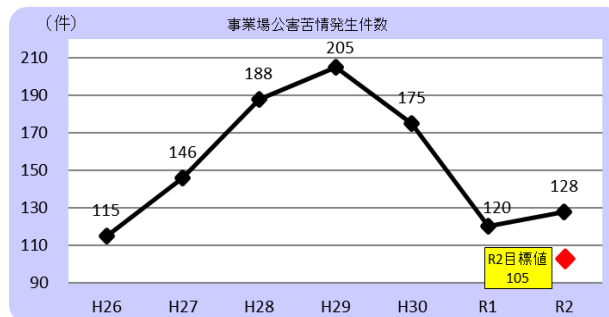
【環境目標5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる】

【現状】

公害苦情件数は熊本地震による解体工事等の増加に伴い急増したものの、近年は**減少傾向にあるが**、目標達成までには至らなかった。しかし、PM2.5は年々減少しているほか、**大気環境基準**は全国的に達成が難しい光化学オキシダントを除き**全て達成**している。

【課題】

大気環境は大きく改善されてきている一方で、**市民の環境改善に対する実感が高まっていない状況や、地域ごとに特性が異なる大気環境の対策や、公害苦情発生の未然防止**などへの対応といった課題も残されている。



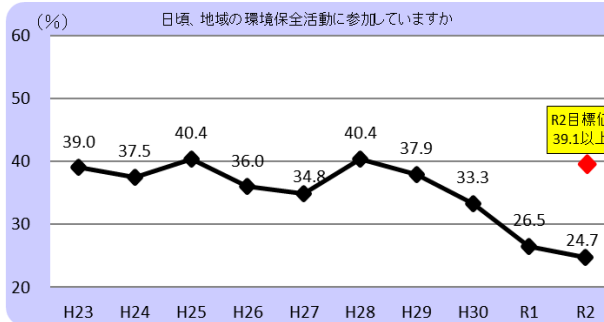
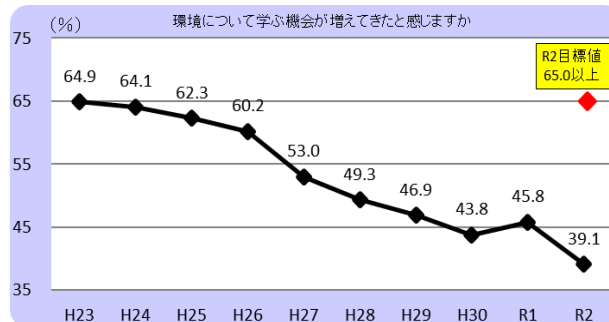
【環境目標6 重点協働プロジェクト】

【現状】

当プロジェクトの2つの柱の「環境教育」、「協働」とともに、**目標を達成せず、実績値も年々減少傾向にある。**

【課題】

本件に対する課題認識が本市として低下していることが、数値の減少に表れている状況である。**様々な環境課題を解決するためには、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者の自主的な取組や協働が不可欠である。**加えて**実践活動を促すための環境教育**が前提として必要である。



関連資料：第3次環境総合計画の振り返り

中目標ごとの達成状況と課題

環境目標	中目標	成果指標				主な取組・成果	達成状況	課題
		項目名	基準値	目標値	実績値			
豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる	1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	地下水が市民共有の財産として守られていると感じる市民の割合	51.9%	70.0%	66.8%	・国連“生命の水”最優秀賞(水管理部門)受賞 ・白川上流域の自治体等と連携した水源かん養林の計画的な整備の実施 ・節水や地下水保全の広報・啓発 ・工場、事業場への指導、立入調査の実施 ・東部堆肥センターの整備 ・くまもと地下水財団の公益財団法人への移行	B	・地震で急上昇した水保全に対する市民意識の低下 ・かん養の広域的な取組・工場、事業場の地下水汚染対策 ・硝酸性窒素削減対策 ・「くまもと水守」などの更なる活動の場の創造
	2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	中心市街地に緑が多いと感じる市民の割合	69.9%	80.0%	58.3%	・緑の基本計画の改定 ・みどりの検定の受験者数が増加 ・緑のじゅうたん事業の本格実施	D	・適切な管理が出来ていない環境保護地区や緑の保全 ・一人一緑化運動の推進 ・緑化市民運動の減少 ・民有地緑化や壁面緑化をする事業者の減少
	3 人と生きもののつながりについて学び、まもる	生物多様性について知っている市民の割合	17.5%	25.0%	16.2%	・生物多様性戦略の策定 ・副読本の作成 ・いきもんネット(プラットフォーム)の組織化 ・キャッチアンドリリース禁止条例制定	D	・市民認知度の向上 ・ニーズに応じた情報発信 ・いきもんネット(プラットフォーム)の持続的な活動 ・生物多様性の恵みの持続的な利用
くまもとの風土を活かした都市をつくる	1 歴史文化をまもり、育てる	文化に親しんでいる市民の割合	31.1%	47.0%	27.8%	・熊本城復旧基本計画に基づいた熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用 ・震災被害を受けた文化財の早期指定で滅失を防止 ・旧3町の文化財指定 ・歴史や文化を活かした観光資源の魅力発信 ・地元農水産物の地産地消	C	・旧3町の文化財の調査、指定 ・熊本城の復旧・コロナ禍での熊本城公開延期 ・水遺産の広報
	2 魅力ある都市空間をつくる	地域の特色あるまちなみに関する満足度 良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合	－ 57.5%	増加 65.0%	47.6% 63.1%	・事業者への許認可や指導の実施 ・市民協働による公園管理 ・地域高規格道路、都市計画道路等の幹線道路整備 ・駐輪場の整備、自転車利用の促進 ・開発許可の際の環境保全指導	B	・景観形成に関する普及啓発(市民の関心不足) ・公園施設の老朽化 ・民間活力を生かした公園の管理運営・事業の最適化 ・効率的な事業の推進・環境影響評価の推進 ・公共事業環境配慮指針の全面改訂
環境負担を抑えた循環型社会をつくる	1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	市民1人が1日に出すごみの量	1,037g	881g	952g	・市民への啓発による意識の向上 ・新西部環境工場の供用開始 ・埋立処分量の減少による最終処分場の延命	B	・リサイクル率の伸び率の鈍化 ・食品ロス対策 ・マイクロプラスチック対策 ・廃棄物の不適正保管、不法投棄事業の発生 ・回収した水銀の保管
		家庭ごみのリサイクル率	16.5%	30.0%	25.6%			
地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる	1 地域から地球温暖化の防止に貢献する	温室効果ガス削減率(H19比)	△21.3%	6.2%	29.1%	・地域エネルギー事業の開始による温室効果ガス削減と省エネ補助金の開始 ・SDGsモデル事業への選定 ・市有施設の太陽光発電設備設置(基金・屋根貸し) ・連携中枢都市圏での温暖化対策実行計画策定 ・災害リスクに備えた多核連携都市の指針作成 ・バス事業者の共同経営 ・自転車利用の環境整備・地球温暖化に関する環境教育の実施 ・ごみ焼却灰や埋立ごみのリサイクル ・ごみ焼却で発生するエネルギーの有効活用 ・下水汚泥等のバイオマス資源化	A	・2050年温室効果ガス実質ゼロ ・市民・事業者への省エネルギー機器等の普及の促進 ・居住誘導区域にある浸水想定地域 ・各地域拠点の機能強化 ・公用車の電動化 ・環境ビジネスに取り組む企業の誘致 ・家畜排せつ物のバイオマス資源の安定的活用
市民が快適に過ごせる生活空間をつくる	1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしをまもる	事業場公害苦情発生件数	115件	105件	128件	・大気環境の改善・熊本地震で急増した公害苦情への対応 ・事業者への立入指導や啓発 ・公害苦情への対応・事業者への立入指導や啓発 ・河川水質の改善 ・合併浄化槽への転換・有害化学物質濃度の改善 ・生活衛生対策 ・ハザードマップの作成・テロ災害等の危機事業への対応強化	C	・市街地の通過交通の流入緩和 ・光化学オキシダントの対策 ・大気中のアスベスト飛散防止対策 ・公害苦情発生時の未然防止 ・環境基準を超過する河川への対策 ・合併浄化槽への転換促進 ・検査職員の人材育成 ・新型コロナウイルス検査対応による他の検査対応力の低下 ・災害対策
		水質汚濁事故発生件数及び排水基準違反件数	52件	減少	58件			
重点協働プロジェクト(ひとづくり・まちづくり)	1 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり	日頃、環境保全のための実践活動を行っている割合 環境について学ぶ機会が増えてきたと感じる割合	51.5% 64.9%	70.0% 増加	59.8% 39.1%	・環境フェアの開催 ・環境局ホームページの開設 ・東アジア経済交流機構への事業者との共同参加	E	・限られた予算で最大限の効果を発揮する環境教育や、市民活動の支援 ・コロナ過での環境教育の見直し
	2 環境と調和した活力あふれるまちづくり	日頃、地域の環境保全活動に参加している割合 環境保全に関わるまちづくりの活動が増えてきたと感じる割合	39.0% 71.7%	増加 増加	24.7% 50.3%			

※達成状況の凡例

A：目標を大きく超えて達成するなど、施策が順調に進捗した。 B：目標に近づくなど、施策が進捗した。 C：概ね施策は進捗した。

D：施策は進捗しているものの、目標達成に向けた取組がなお必要だった。 E：目標を下回るなど、目標達成に向けてはより一層の取組が必要だった。

■ 計画の全体的な目標:良好な環境が守られていると感じる市民の割合(目標値:75%)

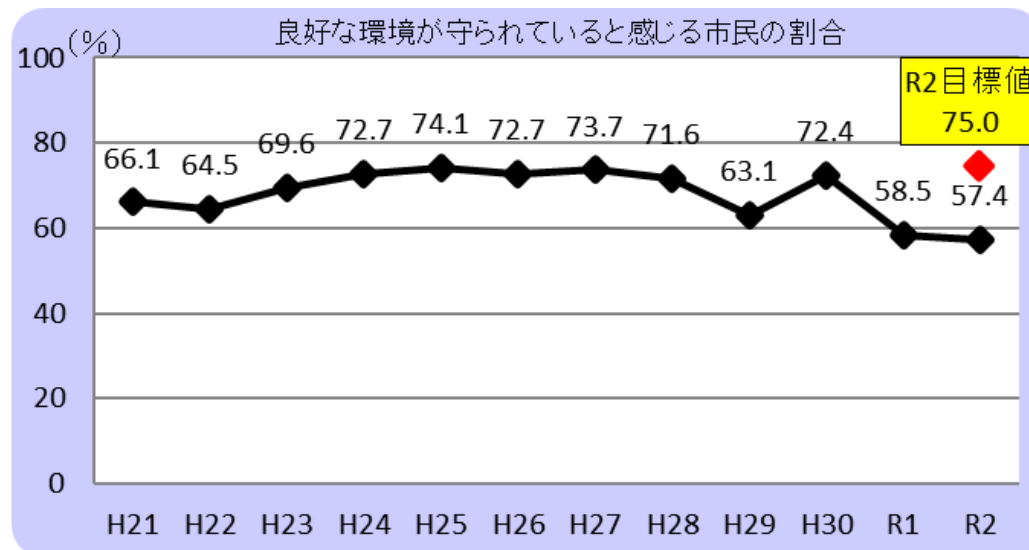
【現状】

H27までは増加傾向にあったが、H28以降は減少傾向にあり、目標を達成することができなかった。

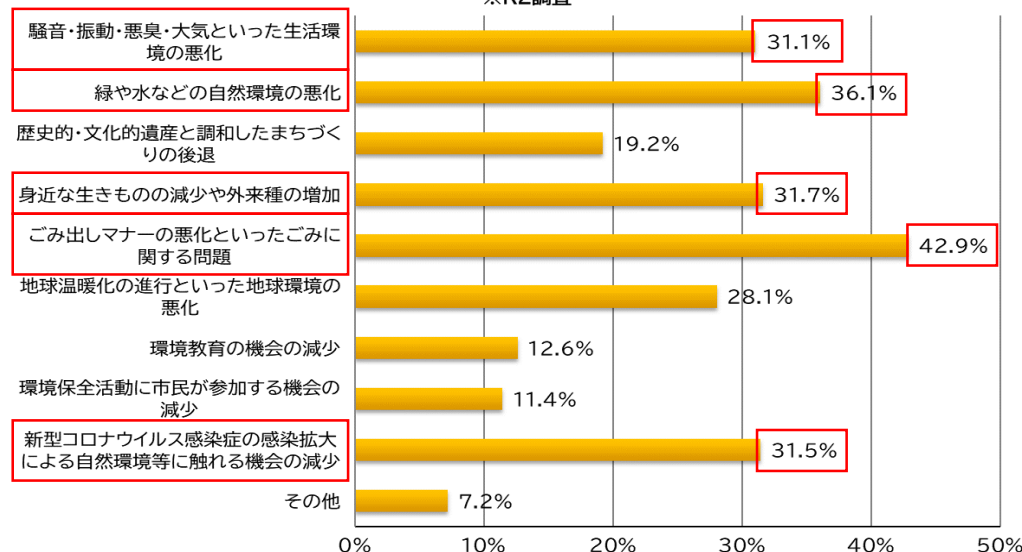
ここ数年の指標の悪化は、ごみに関する問題や自然環境の悪化していると感じ、良好な環境が守られていないとする市民が多いことが原因である。

【課題】

環境目標ごとの検証においては、地下水の量や質の改善、家庭ごみのリサイクル率の向上など、環境保全の取組の一部において改善が図られているが、環境問題が悪化していると感じる市民が多いことから、環境保全の取組に加え、取組状況の発信も必要である。



熊本市の良好な環境(生活・自然環境全般)が守られていると感じますか、との問いに、どちらともいえない、あまり感じない、全く感じないと回答された理由は何ですか。(複数回答可)
※R2調査



本市における環境分野の個別計画や関連計画との整合を図る。

本市の全体計画

○熊本市第7次総合計画

市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」の実現

政策局

- 熊本市SDGs未来都市計画
- 熊本市地域防災計画
- 熊本市国際戦略

財政局

- 熊本市公共施設等総合管理計画

文化市民局

- 各区まちづくりビジョン
- 熊本市文化芸術振興指針
- 熊本城復旧基本計画
- 特別史跡熊本城跡保存活用計画

健康福祉局

- 第3次熊本市食の安全安心・食育推進計画

環境局

- 熊本市緑の基本計画
- 熊本市生物多様性戦略
- 熊本地域地下水総合保全管理計画
- 第3次熊本市地下水保全プラン
- 第4次熊本市硝酸性窒素削減計画
- 熊本市一般廃棄物処理基本計画
- 熊本市循環型社会形成推進地域計画

農水局

- 第2次熊本市農水産業計画
- 熊本市健全な森づくり推進計画
- 農業振興地域整備計画

教育委員会事務局

- 熊本市教育振興基本計画
- 熊本市生涯学習推進計画

都市建設局

- 第2次熊本市都市マスタープラン
- 都市再生整備計画 桜町・花畑地区
- 熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)
- 熊本市立地適正化計画
- 熊本地域公共交通計画
- 熊本都市圏都市交通マスタープラン
- 熊本都市圏総合交通戦略
- 第2次熊本市自転車利用環境整備基本計画
- 第2次熊本市自転車利用環境整備実施計画
- 第2次熊本市自転車利用環境整備計画
- 熊本市自転車 3“ばい”プラン
～熊本市自転車活用推進計画～
- 熊本市景観計画
- 熊本市光のマスタープラン
- 熊本市歴史的風致維持向上計画
- 熊本市住生活基本計画
- 熊本市空家等対策計画
- 熊本市域街路樹再生計画

上下水道局

- 熊本市公共下水道事業計画
- 第6次拡張事業(第2回変更)
- 熊本市水道事業水道施設更新計画